

平成27年第3回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成27年3月25日

開会

- 日程第1 平成27年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成27年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第1号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 報告第2号 なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の制定について
- 日程第6 報告第3号 瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の制定について
- 日程第7 報告第4号 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第8 議案第12号 平成27年度瑞穂市教育の方針と重点について
- 日程第9 議案第13号 瑞穂市教育委員会事務局職員の任免について
- 日程第10 議案第14号 瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱の制定について
- 日程第11 議案第15号 瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則について
- 日程第12 議案第16号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第13 議案第17号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第14 議案第18号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第15 議案第19号 瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

日程第16 議案第20号 瑞穂市学校評議員会運営要綱の一部を改正する告示について

日程第17 議案第21号 瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示について

日程第18 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成27年 月 日（ ）午後 時 分から

閉会

報告第1号

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則について

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正
する規則案について、教育委員会へ報告する。

平成27年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴
う関係教育委員会規則の整備に関する規則の改正を行うもの。また、子ども・
子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、分掌事務を定めるた
め、市規則の改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成15年
瑞穂市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「子育て支援」を「子ども・子育て支援」に改め、同
項に次の1号を加える。

- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の
大綱に関すること。

第2条第2項の表中

教育長	<ol style="list-style-type: none">1 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例（平成15年瑞穂市条例第56号）第4条の規定による保育料の徴収の猶予及び減額又は免除に関すること。2 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例第5条の規定による園児の出席停止に関すること。3 瑞穂市保育所条例（平成15年瑞穂市条例第74号）の規定による利用料の減額、免除及び納期限の延長に関すること。4 瑞穂市保育の実施に関する条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第12号）の規定による保育料の減額及び免除に関すること。5 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例（平成21年瑞穂市条例第1号）に規定する保育料の減額、免除及び納期限の延長に関すること。6 瑞穂市一時預かり事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第21号）の規定による保育料の免除に関すること。7 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第23号）の規定による利用料のうちの自己
-----	--

	負担分の減額及び免除に関すること。
--	-------------------

を
「

教育長	<ol style="list-style-type: none"> 1 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例（平成15年瑞穂市条例第56号）第4条の規定による保育料の徴収の猶予及び減額又は免除に関すること。 2 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例第5条の規定による園児の出席停止に関すること。 3 瑞穂市保育所条例（平成15年瑞穂市条例第74号）の規定による保育料等の減額、免除及び納期限の延長に関すること。 4 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例（平成21年瑞穂市条例第1号）に規定する保育料の減額、免除及び納期限の延長に関すること。 5 瑞穂市一時預かり事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第21号）の規定による保育料の免除に関すること。 6 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第23号）の規定による利用料のうちの自己負担分の減額及び免除に関すること。
-----	--

に改める。

第3条の表中

「

教育長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の所管に係る事務の予算の編成及び執行並びに予算の執行に関連する行為並びに物品の管理に関すること。 2 瑞穂市体育施設条例の規定による河川敷地内グラウンドの河川敷占用又は河川敷占用許可変更に関すること。 3 瑞穂市総合センター条例（平成15年瑞穂市条例第71号。以下「総合センター条例」という。）の規定による入館の制限に関すること。
-----	--

	<p>4 総合センター条例の規定による許可、不許可及び取消しに関すること。</p> <p>5 総合センター条例第14条及び第15条の規定による使用料の減額及び免除、納期及び還付に関すること。</p> <p>6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱（平成15年瑞穂市告示第22号）、瑞穂市私立保育所補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）、瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第34号）、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号）、瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第145号）に係る補助金の交付手続に関すること。</p>
--	--

を「

<p>教育長</p>	<p>1 教育委員会の所管に係る事務の予算の編成及び執行並びに予算の執行に関連する行為並びに物品の管理に関すること。</p> <p>2 瑞穂市体育施設条例の規定による河川敷地内グラウンドの河川敷占用又は河川敷占用許可変更に関すること。</p> <p>3 瑞穂市総合センター条例（平成15年瑞穂市条例第71号。以下「総合センター条例」という。）の規定による入館の制限に関すること。</p> <p>4 総合センター条例の規定による許可、不許可及び取消しに関すること。</p> <p>5 総合センター条例第14条及び第15条の規定による使用料の減額及び免除、納期及び還付に関すること。</p> <p>6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱（平成15年瑞穂市告示第22号）、瑞穂市私立保育所補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）、瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第34号）、瑞穂市</p>
------------	--

	<p>教育振興事業補助金交付要綱（平成 22 年瑞穂市告示第 144 号）、瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成 22 年瑞穂市告示第 145 号）に係る補助金の交付手続に関すること。</p> <p>7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 に規定する総合教育会議に関すること。</p> <p>8 子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年瑞穂市教育委員会規則第 4 号）に規定する事務に関すること。</p>
--	---

に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則(平成15年瑞穂市規則第48号)新旧対照表

改正後（案）		現行	
<p>(委任)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会へ委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援</u>に関すること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p><u>(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。</u></p> <p>2 次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、予算の令達その他重要又は異例に属するものは、この限りでない。</p>		<p>(委任)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会へ委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>子育て支援</u> _____に関すること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、予算の令達その他重要又は異例に属するものは、この限りでない。</p>	
職員	委任事項	職員	委任事項
教育長	<p>1 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例(平成15年瑞穂市条例第56号)第4条の規定による保育料の徴収の猶予及び減額又は免除に関すること。</p> <p>2 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例第5条の規定による園児の出席停止に関すること。</p> <p>3 瑞穂市保育所条例(平成15年瑞穂市条例第74号)の規定による保育料等の減額、免除及び納期限の延長に関</p>	教育長	<p>1 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例(平成15年瑞穂市条例第56号)第4条の規定による保育料の徴収の猶予及び減額又は免除に関すること。</p> <p>2 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例第5条の規定による園児の出席停止に関すること。</p> <p>3 瑞穂市保育所条例(平成15年瑞穂市条例第74号)の規定による利用料 <u> </u> の減額、免除及び納期限の延長に関</p>

	<p>すること。</p> <hr/> <p>4 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例(平成21年瑞穂市条例第1号)に規定する保育料の減額、免除及び納期限の延長に関すること。</p> <p>5 瑞穂市一時預かり事業実施要綱(平成22年瑞穂市教育委員会告示第21号)の規定による保育料の免除に関すること。</p> <p>6 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱(平成22年瑞穂市教育委員会告示第23号)の規定による利用料のうちの自己負担分の減額及び免除に関すること。</p>		<p>すること。</p> <p>4 瑞穂市保育の実施に関する条例施行規則(平成22年瑞穂市教育委員会規則第12号)の規定による保育料の減額及び免除に関すること。</p> <p>5 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例(平成21年瑞穂市条例第1号)に規定する保育料の減額、免除及び納期限の延長に関すること。</p> <p>6 瑞穂市一時預かり事業実施要綱(平成22年瑞穂市教育委員会告示第21号)の規定による保育料の免除に関すること。</p> <p>7 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱(平成22年瑞穂市教育委員会告示第23号)の規定による利用料のうちの自己負担分の減額及び免除に関すること。</p>
教育機関の長	<p>1 教育機関に係る事務で収入を伴うものの当該歳入金の徴収に関すること。</p> <p>2 瑞穂市予算事務規則(平成15年瑞穂市規則第38号)の規定により教育機関の長に令達された範囲内での歳出予算の執行及びこれに関連する行為に関すること。</p> <p>3 統計法(平成19年法律第53号)に定められた基幹統計調査に関すること。</p> <p>4 教育機関に係る債権の保全及び管理に関すること。ただし、次に掲げる事項については、あらかじめ市長の承認を得ること。</p>	教育機関の長	<p>1 教育機関に係る事務で収入を伴うものの当該歳入金の徴収に関すること。</p> <p>2 瑞穂市予算事務規則(平成15年瑞穂市規則第38号)の規定により教育機関の長に令達された範囲内での歳出予算の執行及びこれに関連する行為に関すること。</p> <p>3 統計法(平成19年法律第53号)に定められた基幹統計調査に関すること。</p> <p>4 教育機関に係る債権の保全及び管理に関すること。ただし、次に掲げる事項については、あらかじめ市長の承認を得ること。</p>

<ul style="list-style-type: none"> (1) 債権の徴収停止 (2) 債権の履行延期の特約又は処分 (3) 債権の免除 (4) 債権のみなし消滅による整理 <p>5 教育機関に係る物品の取得、管理及び処分(市有自動車の取得及び生産物の売却その他の処分を除く。)並びに物品の出納通知に関する事。ただし、次に掲げる事項についてはあらかじめ市長の承認を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 維持費を必要とする物品の寄附の受入れ (2) 維持費を必要とする物品の借入りに係る使用貸借契約の締結 (3) 取得価格50万円以上の備品 (4) 評価額10万円以上の物品の不用決定 <p>6 瑞穂市公民館条例(平成15年瑞穂市条例第61号)第11条の規定による使用料の減額及び免除に関する事。</p> <p>7 瑞穂市公民館条例第12条の規定による使用料の還付に関する事。</p> <p>8 瑞穂市体育施設条例(平成15年瑞穂市条例第63号)第11条の規定による使用料の減額及び免除に関する事。</p> <p>9 瑞穂市体育施設条例第12条の規定による使用料の還付に関する事。</p> <p>10 瑞穂市立学校体育施設開放条例(平成15年瑞穂市条例第64号)第11条の規定による使用料の減額及び免除</p>

<ul style="list-style-type: none"> (1) 債権の徴収停止 (2) 債権の履行延期の特約又は処分 (3) 債権の免除 (4) 債権のみなし消滅による整理 <p>5 教育機関に係る物品の取得、管理及び処分(市有自動車の取得及び生産物の売却その他の処分を除く。)並びに物品の出納通知に関する事。ただし、次に掲げる事項についてはあらかじめ市長の承認を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 維持費を必要とする物品の寄附の受入れ (2) 維持費を必要とする物品の借入りに係る使用貸借契約の締結 (3) 取得価格50万円以上の備品 (4) 評価額10万円以上の物品の不用決定 <p>6 瑞穂市公民館条例(平成15年瑞穂市条例第61号)第11条の規定による使用料の減額及び免除に関する事。</p> <p>7 瑞穂市公民館条例第12条の規定による使用料の還付に関する事。</p> <p>8 瑞穂市体育施設条例(平成15年瑞穂市条例第63号)第11条の規定による使用料の減額及び免除に関する事。</p> <p>9 瑞穂市体育施設条例第12条の規定による使用料の還付に関する事。</p> <p>10 瑞穂市立学校体育施設開放条例(平成15年瑞穂市条例第64号)第11条の規定による使用料の減額及び免除</p>

<p>に関すること。</p> <p>11 瑞穂市立学校体育施設開放条例第12条の規定による使用料の還付に関すること。</p> <p>12 瑞穂市給食センター運営規則(平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号)第5条の規定による給食費の減額に関すること。</p> <p>13 瑞穂市教育支援センター条例(平成21年瑞穂市条例第16号)第14条の規定による使用料の減額及び免除に関すること。</p> <p>14 瑞穂市教育支援センター条例第15条の規定による使用料の還付に関すること。</p>
--

<p>に関すること。</p> <p>11 瑞穂市立学校体育施設開放条例第12条の規定による使用料の還付に関すること。</p> <p>12 瑞穂市給食センター運営規則(平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号)第5条の規定による給食費の減額に関すること。</p> <p>13 瑞穂市教育支援センター条例(平成21年瑞穂市条例第16号)第14条の規定による使用料の減額及び免除に関すること。</p> <p>14 瑞穂市教育支援センター条例第15条の規定による使用料の還付に関すること。</p>
--

(補助執行)

第3条 次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務(前条の規定により委任した事務を除く。)を補助執行させる。

(補助執行)

第3条 次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務(前条の規定により委任した事務を除く。)を補助執行させる。

職員	補助執行事項
教育長	<p>1 教育委員会の所管に係る事務の予算の編成及び執行並びに予算の執行に関連する行為並びに物品の管理に関すること。</p> <p>2 瑞穂市体育施設条例の規定による河川敷地内グラウンドの河川敷占用又は河川敷占用許可変更に関すること。</p> <p>3 瑞穂市総合センター条例(平成15年瑞穂市条例第71</p>

職員	補助執行事項
教育長	<p>1 教育委員会の所管に係る事務の予算の編成及び執行並びに予算の執行に関連する行為並びに物品の管理に関すること。</p> <p>2 瑞穂市体育施設条例の規定による河川敷地内グラウンドの河川敷占用又は河川敷占用許可変更に関すること。</p> <p>3 瑞穂市総合センター条例(平成15年瑞穂市条例第71</p>

<p>号。以下「総合センター条例」という。)の規定による入館の制限に関する事。</p> <p>4 総合センター条例の規定による許可、不許可及び取消しに関する事。</p> <p>5 総合センター条例第14条及び第15条の規定による使用料の減額及び免除、納期及び還付に関する事。</p> <p>6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告示第22号)、瑞穂市私立保育所補助金交付要綱(平成18年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第34号)、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第144号)、瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第145号)に係る補助金の交付手続に関する事。</p> <p>7 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関する事。</u></p> <p>8 <u>子ども・子育て支援法施行細則(平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号)に規定する事務に関する事。</u></p>

<p>号。以下「総合センター条例」という。)の規定による入館の制限に関する事。</p> <p>4 総合センター条例の規定による許可、不許可及び取消しに関する事。</p> <p>5 総合センター条例第14条及び第15条の規定による使用料の減額及び免除、納期及び還付に関する事。</p> <p>6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告示第22号)、瑞穂市私立保育所補助金交付要綱(平成18年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第34号)、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第144号)、瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第145号)に係る補助金の交付手続に関する事。</p>
<hr/>
<hr/>
<hr/>

報告第2号

なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の制定について

なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の告示案について、教育委員会へ報告する。

平成27年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

生涯学習地域振興補助うち、本要綱はなかよしクラブみずほへの補助手続きを定めることを趣旨とした交付要綱であり、他の補助金要綱とは別に市告示を行うもの。

なかよしクラブみずほ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の誰もが健康増進を目的としてスポーツに関わることができる生涯スポーツ社会を実現するため、特定非営利活動法人なかよしクラブみずほ（以下「クラブ」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金)

第2条 クラブへ交付する補助金は、生涯学習地域振興組織補助（瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号。以下「要綱」という。）別表に規定する生涯学習地域振興組織補助をいう。）による補助金（以下「補助金」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、クラブが実施する次に掲げる事業とする。

- (1) スポーツ教室開催事業
- (2) スポーツイベント開催事業
- (3) スポーツ指導者研修事業
- (4) クラブの活動を広報する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、クラブの運営に必要な事業

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは補助対象事業の対象としない。

- (1) 営利を目的とし、公益性を欠くもの
- (2) 事業の効果が特定の者のみに帰属するもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とするものの
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化若しくは育成することを目的とするもの
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補になろうとする者を含

む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(補助対象経費)

第4条 前条第1項で規定する補助対象事業において、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、市長が必要であると認めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

(1) 食事代、弁当代、懇親会費その他の飲食費(会議等の湯茶、講師弁当は除く。)

(2) 交際費及び慶弔費

(3) 慰労的な目的で行われる研修費

(4) クラブが支払った事を明確にすることのできない経費

(5) 補助対象事業に直接関係のない経費

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が社会通念上適切でないと認めた経費(補助金の交付手続等)

第5条 クラブが補助金の交付を受けるに当たっては、要綱第3条、第5条、第6条及び第7条の規定により、補助金の交付申請、請求及び経理並びに補助事業の実施報告を行うものとする。

(交付申請の添付書類)

第6条 クラブが要綱第3条の規定により補助金の交付申請をする場合において、同条に規定する所定の添付書類は次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(交付に係る条件)

第7条 規則第6条に定めるもののほか、市長は、補助金の交付の決定を行う際に、必要な条件を付することができる。

2 前項により必要な条件を付した場合において、市長は当該条件をクラブへ通知するものとする。

3 前項の通知は、規則第7条の規定を準用する。

(補助金の清算)

第8条 市長は、要綱第5条の規定により提出された補助事業実施報告書を審査し、クラブに補助対象事業への補助金の額を超える補助金が既に交付されている場合は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、クラブへの補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、平成27年度に係る補助金の申請、交付その他の手続から適用し、平成26年度以前に手続を行った補助金の取扱いは、なお従前の例による。

報告第3号

瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の制定について

瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の告示案について、教育委員会へ報告する。

平成27年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市文化協会、瑞穂市PTA連合会、瑞穂市子ども会育成協議会、瑞穂市少年リーダー運営指導委員会、瑞穂女性の会へ補助金の交付をするにあたり、補助事業を明確化するため、市告示を行うもの。

瑞穂市文化協会補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号。以下「要綱」という。）別表に規定する補助事業について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(文化協会補助対象事業)

第2条 要綱別表に規定する文化協会補助の補助事業は、文化団体の芸術文化活動の啓発・育成及び地域の芸術文化向上のために文化協会（以下「協会」という。）が実施する事業であって、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。

- (1) 文化芸術活動の啓発又は育成に関する事業
- (2) 地域の文化芸術の向上を図るための事業
- (3) 市や公益団体の行う文化活動に関わる事業
- (4) 各種文化団体活動への助成及び青少年育成事業
- (5) 協会を運営する事業
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が文化振興に必要と認めた事業

(PTA連合会補助対象事業)

第3条 要綱別表に規定するPTA連合会補助の補助事業は、瑞穂市PTA連合会（以下「連合会」という。）が児童又は生徒の保護育成を推進するための会議、講演会、指導等であって、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。

- (1) 連合会が行う幹部合同研修会、研修大会その他連合会が行う研修又は講演会に関する事業
- (2) 幼児、児童及び生徒の教育又は福祉の増進に関する事業
- (3) 教育の振興又は教育的環境整備に関する事業
- (4) 連合会を運営する事業
- (5) 広域で構成するPTA連合会の大会の開催及び運営に関する事業
- (6) 前各号に定めるもののほか、児童及び生徒の保護育成を推進するために必要な事業

(子ども会補助対象事業)

第4条 要綱別表に規定する子ども会補助の補助事業は、瑞穂市子ども会育成協議会（以下「協議会」という。）が実施する子ども会活動、育成指導者等の養成を図るための会議若しくは研修又は育成指導者の指導等であって、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。

- (1) 協議会が行うインリーダー研修会、宿泊研修会、指導者研修会その他協議会が行う研修会に関する事業
- (2) 子ども会の会員が参画し活動する小学校区別事業
- (3) 子ども会活動を啓発するための事業
- (4) 協議会を運営する事業
- (5) 県域その他広域で構成する子ども会育成協議会の大会の開催及び運営に関する事業
- (6) 前各号に定めるもののほか、子ども会の会員及び育成指導者等の育成を推進するために必要な事業
(ジュニア（少年）リーダー活動補助対象事業)

第5条 要綱別表に規定するジュニア（少年）リーダー活動補助の補助事業は、瑞穂市少年リーダー運営指導委員会（以下「委員会」という。）が実施する地域社会における青少年活動のリーダー養成を図るための研修、指導等であって、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。

- (1) 委員会が行う定例研修会、宿泊研修会、スポーツ・文化研修会その他委員会が行う研修会に関する事業
- (2) 委員会を運営する事業
- (3) 県域その他広域で構成するジュニア（少年）リーダーを育成するための研修会
- (4) 前各号に定めるもののほか、ジュニア（少年）リーダーの育成を推進するために必要な事業
(女性の会補助対象事業)

第6条 要綱別表に規定する女性の会補助の補助事業は、瑞穂女性の会（以下「女性の会」という。）が女性の教養の向上、生活改善及び地域への協働参加のために実施する事業であって、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。

- (1) 文化活動及び教養の向上を図るための研修等に関する事業
 - (2) 豊かな家庭生活又は社会生活の改善に関する事業
 - (3) 生活環境、保健衛生及び安全問題に関する事業
 - (4) 会員相互のふれあい、地域交流及び社会奉仕に関する事業
 - (5) 女性の会を運営する事業
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事業
- (補助事業の対象としないもの)

第7条 第2条から前条までの規定に関わらず、次に掲げるものは補助事業の対象としない。

- (1) 営利を目的とし、公益性を欠くもの
 - (2) 事業の効果が特定の者のみに帰属するもの
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とするもの
 - (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化若しくは育成することを目的とするもの
 - (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (補助対象経費)

第8条 第2条に規定する文化協会補助、第3条に規定するPTA連合会補助、第4条に規定する子ども会補助、第5条に規定するジュニア（少年）リーダー活動補助又は第6条に規定する女性の会補助（以下「この告示による補助事業」という。）における要綱別表で規定する補助対象経費は、市長が必要であると認めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費については、この告示による補助事業の補助対象経費としない。

- (1) 食事代、弁当代、懇親会費その他の飲食費（会議等の湯茶、講師弁当は除く。）

- (2) 交際費及び慶弔費
- (3) 慰労的な目的で行われる研修費
- (4) 協会、連合会（第3条第5号に規定する広域で構成するPTA連合会を含む。以下第10条及び第11条において同じ。）、協議会（第4条第5号に規定する県域その他広域で構成する子ども会育成協議会を含む。以下第10条及び第11条において同じ。）、委員会（第5条第3号に規定する県域その他広域で構成するジュニア（少年）リーダーを育成するための研修会。以下第10条及び第11条において同じ。）又は女性の会が支払った事を明確にすることの出来ない経費
- (5) この告示による補助事業に直接関係のない経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が社会通念上適切でないと認めた経費（交付申請の添付書類）

第9条 要綱第3条に規定する所定の添付書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類（交付に係る条件）

第10条 瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号。以下「規則」という。）第6条に定めるもののほか、市長は、補助金の交付の決定を行う際に、必要な条件を付することができる。

2 前項により必要な条件を付した場合において、市長は当該条件を協会、連合会、協議会、委員会又は女性の会（以下「協会等」という。）へ通知するものとする。

3 前項の通知は、規則第7条の規定を準用する。

（補助金の清算）

第11条 市長は、要綱第5条の規定により提出された補助事業実施報告書を審査し、協会等にこの告示による補助事業への補助金の額を超える補助金が既に交付されている場合は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

(適用区分)

2 この告示は、平成 2 7 年度に係る補助金の申請、交付、手続その他の補助金の取扱い（次項により廃止する瑞穂市文化協会補助金交付要綱（平成 2 6 年瑞穂市告示第 8 1 号）による文化協会補助による補助金の取扱いを含む。以下同じ。）から適用し、平成 2 6 年度以前に手続を行った補助金の取扱いは、なお従前の例による。

(瑞穂市文化協会補助金交付要綱の廃止)

3 瑞穂市文化協会補助金交付要綱は、廃止する。

報告第4号

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示案について、教育委員会へ報告する。

平成27年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

補助限度額を、平成27年度の国の基準に改定するため市告示の改正を行うもの。

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する
告示

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第145号）の一部を次のように改正する。

別表（1）従来条件（兄又は姉が幼稚園児）に該当する場合の表生活保護法の規定による保護を受けている世帯の項中「229,200」を「308,000」に、「268,000」を「308,000」に改め、同表当該年度に納付すべき市町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯の項中「当該年度に納付すべき市町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯」を「当該年度に納付すべき市区町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯」に、「199,200」を「272,000」に、「253,000」を「290,000」に改め、同表当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課税額が、34,500円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,000を乗じて得た額を加えた金額（以下「第1基準額」という。）以下となる世帯の項中「当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課税額が、34,500円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,000を乗じて得た額を加えた金額（以下「第1基準額」という。）以下となる世帯」を「当該年度に納付すべき市区町村民税が所得割課税額が、34,500円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,000円を乗じて得た額を加えた金額（以下「第1基準額」という。）以下となる世帯」に改め、同表当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課税額が第1基準額を超え、171,600円に、16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額を加えた金額（以

下「第2基準額」という。)以下となる世帯の項中「当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課税額が第1基準額を超え、171,600円に、16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額を加えた金額(以下「第2基準額」という。)以下となる世帯」を「当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、171,600円に、16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額を加えた金額(以下「第2基準額」という。)以下となる世帯」に改め、同表上記区分以外の世帯の項補助限度額の同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)の欄中

「
—
」を「年額
154,000」に改める。

別表(2)新条件(兄又は姉が小学校1年生から3年生)に該当する場合の表生活保護法の規定による保護を受けている世帯の項中「249,000」を「308,000」に改め、同表当該年度に納付すべき市町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯の項中「当該年度に納付すべき市町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯」を「当該年度に納付すべき市区町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯」に、「226,000」を「290,000」に改め、同表当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課税額が第1基準額以下となる世帯の項中「当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課税額が第1基準額以下となる世帯」を「当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が第1基準額以下となる世帯」に、「163,000」を「211,000」に改め、同表当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課税額が第1基準額を超え、第2基準額以下となる世帯の項中「当該年度に納付すべき市町村民税が所得割課

税額が第1基準額を超え、第2基準額以下となる世帯」を「当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、第2基準額以下となる世帯」に改め、同表に次のように加える。

上記区分以外の世帯	年額 154,000	年額 308,000
-----------	---------------	---------------

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第145号)新旧対照表

改正後 (案)				現行			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
(1) 従来条件(兄又は姉が幼稚園児)に該当する場合				(1) 従来条件(兄又は姉が幼稚園児)に該当する場合			
区分	補助限度額			区分	補助限度額		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
	円	円	円		円	円	円
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 <u>308,000</u>	年額 <u>308,000</u>	年額 308,000	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 <u>229,200</u>	年額 <u>268,000</u>	年額 308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 <u>272,000</u>	年額 <u>290,000</u>	年額 308,000	当該年度に納付すべき市区町村民税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 <u>199,200</u>	年額 <u>253,000</u>	年額 308,000
当該年度に納付すべき	年額	年額	年額	当該年度に納付すべき	年額	年額	年額

市 <u>区</u> 町村民税の所得割課税額が、34,500円に16歳未満の扶養親族の <u>数</u> に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の <u>数</u> に11,100 <u>円</u> を乗じて得た額を加えた金額(以下「第1基準額」という。)以下となる世帯	115,200	211,000	308,000	市__町村民税が所得割課税額が、34,500円に16歳未満の扶養親族の <u>数</u> に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の <u>数</u> に11,100__を乗じて得た額を加えた金額(以下「第1基準額」という。)以下となる世帯	115,200	211,000	308,000
当該年度に納付すべき市 <u>区</u> 町村民税が所得割課税額が第1基準額を超え、171,600円に、16歳未満の扶養親族の <u>数</u> に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の <u>数</u> に7,200円を乗じて得た額を加えた金額(以下「第2基準額」という。)以下となる世帯	年額 62,200	年額 185,000	年額 308,000	当該年度に納付すべき市__町村民税が所得割課税額が第1基準額を超え、171,600円に、16歳未満の扶養親族の <u>数</u> に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の <u>数</u> に7,200円を乗じて得た額を加えた金額(以下「第2基準額」という。)以下となる世帯	年額 62,200	年額 185,000	年額 308,000
上記区分以外の世帯		—年額	年額	上記区分以外の世帯		—	—年額

	<u>154,000</u>	308,000
--	----------------	---------

(2) 新条件(兄又は姉が小学校1年生から3年生)に該当する場合

区分	補助限度額	
	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄又は姉を2人以上有している園児(第3子以降)
	円	円
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 <u>308,000</u>	年額 308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 <u>290,000</u>	年額 308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が第1基準額以下となる世帯	年額 <u>211,000</u>	年額 308,000

		308,000
--	--	---------

(2) 新条件(兄又は姉が小学校1年生から3年生)に該当する場合

区分	補助限度額	
	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄又は姉を2人以上有している園児(第3子以降)
	円	円
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 <u>249,000</u>	年額 308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 <u>226,000</u>	年額 308,000
当該年度に納付すべき市区町村民税の所得割課税額が第1基準額以下となる世帯	年額 <u>163,000</u>	年額 308,000

当該年度に納付すべき市区 町村民税の所得割課税額が 第1基準額を超え、第2基準 額以下となる世帯	年額 <u>185,000</u>	年額 308,000	当該年度に納付すべき市 町村民税が所得割課税額が 第1基準額を超え、第2基準 額以下となる世帯	年額 <u>114,000</u>	年額 308,000
上記区分以外の世帯	年額 <u>154,000</u>	年額 <u>308,000</u>			

報告第 5 号

瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則について

瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に伴い、瑞穂市立幼稚園の保育料を定めるため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則

瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則（平成15年瑞穂市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（保育料の徴収）

第2条 保育料は、扶養義務者等の市町村民税の課税の有無又は課税の多寡に応じて徴収することとし、その額は幼稚園保育料徴収額表（別表）に定めるところによるものとする。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（保育料の減免）

第3条 市長は、条例第5条の規定により、災害その他やむを得ないと認められる事情により保育料を納入することが困難と認められる場合においては、減免をすることができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

幼稚園保育料徴収額表

入所児童の属する世帯の階層区分	保育料（月額）
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0
当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市区町村民税非課税世帯又は市区町村民税均等割額のみが課税されている世帯（母子等）	0
当該年度の市区町村民税非課税世帯又は市区町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200
当該年度の市区町村民税所得割課税世帯（母子等） 所得割額77,	6,500

100円以下の世帯	
当該年度の市区町村民税所得割課税世帯 所得割額77,100円以下	7,500
当該年度分の市区町村民税所得割課税世帯 77,101円以上	8,500

備 考

1 この表の階層における「市区町村民税所得割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割額（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

2 この表の市区町村民税非課税世帯及び市区町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯の母子等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳精度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮しているしていると市長が認めた世帯

3 小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有している場合の兄又は姉を「第1子」とし、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第2子」、2人目を「第3子以降」とする。ただし、小学校1年生から3年生の兄又は姉を2人以上有している場合の兄又は姉を「第1子」、「第2子」の順で数え、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第3子以

降」とする。第2子の保育料はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

様式第1号中「（第3条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

様式第2号中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市立幼稚園保育料徴収規則(平成15年瑞穂市規則第49号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(保育料の徴収)</p> <p>第2条 保育料は、扶養義務者等の市町村民税の課税の有無又は課税の多寡に応じて徴収することとし、その額は幼稚園保育料徴収額表（別表）に定めるところによるものとする。</p>	<p>(徴収の猶予及び減免)</p> <p>第2条 市長は、条例第4条の規定により、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合で、特別の事由があると認めるときは、保育料の納入期限を当該年度を超えない範囲内で、延長することができる。</p> <p>(1) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯に属する者</p> <p>(2) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得のある場合については、所得割課税額の合計とする。次号において同じ。)が5,000円以下となる世帯に属する者</p> <p>(3) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額が5,000円を超え1万円以下となる世帯に属する者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者</p> <p>2 条例第4条の規定により、保育料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている世帯に属する者である場合 免除</p> <p>(2) 保護者が前項第1号の規定に該当する場合 100分の50減額</p> <p>(3) 保護者が前項第2号の規定に該当する場合 100分の30減額</p> <p>(4) 保護者が前項第3号の規定に該当する場合 100分の10減額</p>

(保育料の減免)

第3条 市長は、条例第5条の規定により、災害その他やむを得ないと認められる事情により保育料を納入することが困難と認められる場合においては、減免することができる。

第4条 略

第5条 略

第6条 略

第7条 略

別表(第2条関係)

幼稚園保育料徴収額表

入所児童の属する世帯の階層区分	保育料(月額)
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0
当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市区町村民税非課税世帯又は市区町村民税均等割額のみが課税されている世帯(母子等)	円 0

(5) 保護者が前項第4号の規定に該当する場合 免除又は市長が必要と認める額を減額

第3条 略

第4条 略

第5条 略

第6条 略

当該年度の市区町村民税非課税世帯又は市区町村民税均等割額のみが課税されている世帯	<u>1,200</u>
当該年度の市区町村民税課税世帯（母子等）所得割額77,100円以下の世帯	<u>6,500</u>
当該年度の市区町村民税所得割課税世帯 所得割額77,100円以下	<u>7,500</u>
当該年度分の市区町村民税所得割課税世帯 77,101円以上	<u>8,500</u>

備考

1 この表の階層における「市区町村民税所得割額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割額(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

2 この表の市区町村民税非課税世帯及び市区町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯の母子等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める

身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者特に困窮していると市長が認めた世帯

2 小学校1年生から3年生の兄又は姉を1人有している場合の兄又は姉を「第1子」とし、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第2子」、2人目を「第3子以降」とする。ただし、小学校1年生から3年生の兄又は姉を2人以上有している場合の兄又は姉を「第1子」、「第2子」の順で数え、同一世帯から同時に就園する園児の1人目を「第3子以降」とする。第2子の保育料はこの表に定める金額の2分の1の金額(10円未満の端数は切り捨てる。)、第3子以降の場合は無料とする。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第3条関係)

略

様式第2号(第5条関係)

略

略

様式第2号(第4条関係)

略

議案第 1 2 号

平成 2 7 年度瑞穂市教育の方針と重点について

平成 2 7 年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年度瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 2 7 年 3 月 2 5 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成 2 7 年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市の目指す教育、教育の全体構想等について策定するもの。



平成27年度 瑞穂市教育の方針と重点

平成27年度 瑞穂市の目指す教育の方向

豊かな市民性を培う瑞穂市教育の推進

～豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育～

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

瑞穂市教育委員会

瑞穂市保育所保育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 人間形成の基礎を培う「みずほ」の保育所

今日的課題

- 「生きる力」の基礎を育む保育
 - ・自ら学び、自ら考え行動する力
 - ・安定した情緒
 - ・健やかな体

豊かな感性と知的好奇心を育む教育

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

瑞穂市の保育所保育の課題

- ・明るく活気に満ちた魅力ある保育所づくり
- ・家庭や地域と連携した開かれた保育所づくり
- ・豊かな感性、自主・協調の態度の育成と道徳性の芽生えの醸成
- ・子育て支援のセンターとしての役割と機能の充実

方針

- 一人一人に「生きる力」の基礎を育む指導
- 保育所の保育目標の具現に徹する保育所経営

経営

全職員の協力体制による明るく活力ある保育所経営

指導

発達の課題に即した、生活や遊びの活動を通した総合的な指導

研修

保育士としての資質と確かな指導力を高める主体的な研修

経営・研修

- 【協働】・保育目標の具現のため、全職員の協力体制による活力と魅力のある保育所経営
 - ・乳幼児の命を守りきることを最優先に考えた全職員による危機管理体制の確立と家庭・地域社会との連携の強化
 - ・自己評価及び保護者の意見や要望を生かした開かれた保育所経営の推進
- 【研修】・保育に携わる公務員としての使命を自覚するとともに、保育所の課題や自己の課題を明確にし、課題解決のための組織的・継続的な研修の推進
 - ・保育所経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、幼保小の連携を図り幼児期の諸課題を解決するための研修の組織的・継続的な推進
- 【連携】・保護者との信頼関係を築き、共に子育ての楽しさや喜びを共有できる支援の推進
 - ・保育所、そして家庭や地域社会と一体となった子育て支援活動の一層の充実
 - ・保小の円滑な接続を図るため小学校との連携や交流の推進、及び幼稚園・関係諸機関とのより一層の連携

重点

指導

- 【指導計画】
 - ・乳幼児の発達や学びの連続性を考慮し、ねらいと内容を明確にした指導計画の工夫・改善
 - ・保護者の思いや一人一人の実態をとらえた長期的・短期的な個別の指導計画の工夫・改善
 - ・生活習慣、豊かな感性と道徳性・知的好奇心・意欲等の育ちの記録と評価の工夫・改善
- 【乳幼児理解と指導】
 - ・一人一人の乳幼児の様子や内面の動き、食生活等の生活習慣や心身の健康状況などを的確に把握し、発達や学びの連続性を考慮した指導・援助の工夫
 - ・基本的な生活習慣の形成を図り、保育士と乳幼児、また乳幼児相互の関わりや身近な自然に親しむ活動を通して、思いやる心、感動する心、がまんする心など、心を育む援助の充実
 - ・乳幼児が保育士との信頼関係に支えられて自己発揮する中で集団生活のきまりの大切さに気付き、守ることができるよう、一人一人に応じた規範意識など道徳性の芽生えを培う指導・援助の工夫
 - ・人と関わることの楽しさや喜びを味わうとともに、自分の思いを言葉で伝え合うことができる指導・援助の工夫
 - ・幼児一人一人の発達の特性を理解し、全職員の共通理解を図り、教育的ニーズに応じた適切な指導・援助の充実
- 【環境の構成】
 - ・一人一人の乳幼児が長時間にわたる保育において安定した生活を送り、充実した活動ができる環境の構成と工夫
 - ・乳幼児理解に基づき一人一人の発達の課題を把握し、遊びを通した5領域の総合的な体験を通して発達が促される環境の構成と工夫
 - ・乳幼児が興味や関心をもって身近な人や自然、社会と関わるができる意図的・計画的な環境の構成と工夫

瑞穂市幼稚園教育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 人間形成の基礎を培う「みずほ」の幼稚園

今日的課題

- 「生きる力」の基礎を育む教育
 - ・自ら学び、自ら考え行動する力
 - ・安定した情緒
 - ・健やかな体

豊かな感性と 知的好奇心を 育む教育

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

瑞穂市の幼稚園教育の課題

- ・明るく活力に満ちた魅力ある幼稚園づくり
- ・人やもの、自然などと豊かに関わる環境構成の工夫と活動の充実
- ・美しさや不思議さなどに気付く心や力の育成
- ・集団生活を通じた規範意識の芽生えの育成
- ・幼児教育のセンターとしての役割と機能の充実

方針

- 一人一人に「生きる力」の基礎を育む指導
- 幼稚園の教育目標の具現に徹する幼稚園経営

経営

全教職員の協力体制による明るく活力のある幼稚園経営

指導

発達の課題に即した、生活や遊びの活動を通じた総合的な指導

研修

教職員としての資質と確かな指導力を高める主体的な研修

経営・研修

- 【協働】**・教育目標の具現のため、全教職員の協力体制による活力と魅力のある幼稚園経営
 - ・幼児の命を守りきることを最優先に考えた全教職員による危機管理体制の確立と家庭・地域社会との連携の強化
 - ・自己評価や学校関係者評価を生かした開かれた幼稚園経営の推進
- 【研修】**・教育公務員としての使命を自覚するとともに、幼稚園の課題や自己の課題を明確にし、課題解決のための組織的・継続的な研修の推進
 - ・幼稚園経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、幼保小の連携を図り幼児期の諸課題を解決するための研修の組織的・継続的な推進
- 【連携】**・保護者との信頼関係を築き、共に子育ての楽しさや喜びを共有できる支援の推進
 - ・幼稚園、そして家庭や地域社会と一体となった子育て支援活動の一層の充実
 - ・幼小の円滑な接続を図るため小学校との連携や交流の推進、及び保育所・関係諸機関とのより一層の連携

重点

指導

- 【指導計画】**
 - ・幼児の発達や学びの連続性を考慮し、ねらいと内容を明確にした指導計画の工夫・改善
 - ・一人一人の教育的ニーズをとらえた長期的・短期的な個別の指導計画の工夫・改善
 - ・生活習慣、豊かな感性と道徳性・知的好奇心・意欲等の育ちの記録と評価の工夫・改善
- 【幼児理解と指導】**
 - ・一人一人の幼児の様子や内面の動き、食生活等の生活習慣や心身の健康状況などを的確に把握し、発達や学びの連続性を考慮した指導・援助の工夫
 - ・基本的な生活習慣の形成を図り、幼児相互の関わりや身近な自然に親しむ活動を通して、思いやる心、感動する心、がまんする心など、心を育てる指導の充実
 - ・幼児が教師との信頼関係に支えられて自己発揮する中で集団生活のきまりの大切さに気付き、守ることができるよう、一人一人に応じた規範意識など道徳性の芽生えを培う指導・援助の工夫
 - ・人と関わることの楽しさや喜びを味わうとともに、自分の思いを言葉で伝え合うことができる指導・援助の工夫
 - ・幼児一人一人の発達の特性を理解し、全教職員の共通理解を図り、教育的ニーズに応じた適切な指導・援助の充実
- 【環境の構成】**
 - ・幼児理解に基づき一人一人の発達の課題を把握し、遊びを通じた5領域の総合的な体験を通して発達が促される環境の構成と工夫
 - ・幼児自らが興味や関心をもって身近な人や自然、社会と関わるができる意図的・計画的な環境の構成と工夫
 - ・幼児が絵本や物語などに親しむことができる意図的・計画的な環境の構成と工夫

瑞穂市小学校・中学校教育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 魅力ある「みずほ」の学校

<p>今日的課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「生きる力」を育む教育 <ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力 ・豊かな心 ・健やかな体 	<p>豊かな心と 未来を切り拓く力を 育む教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感動する心 ・不屈の心 ・思いやる心 ・見つける力 ・考える力 ・創り出す力 	<p>瑞穂市の学校教育の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある学校づくりのさらなる推進 <ul style="list-style-type: none"> ・全教育活動における「自ら学び自ら考える力」の育成 ・人間としての尊厳、倫理観など徳性を養う心の教育の充実 ・心身ともに健康で安全に生活する態度の育成 ・発達段階や一人一人の実態に応じたきめ細かな指導の工夫・改善 ・教職員の資質向上を図る研修体制の充実
---	---	---

方針

- 一人一人に「生きる力」を育む指導
- 学校の教育目標の具現に徹する学校経営

<p>経営</p> <p>一人一人の教職員が能力を發揮できる明るく活力のある学校経営</p>	<p>指導</p> <p>一人一人に自ら学ぶ力を身に付け、「生きる力」を育む指導</p>	<p>研修</p> <p>教職員としての資質と確かな指導力を高める主体的な研修</p>
---	---	--

経営・研修

- 【協働】** ○学校・家庭・地域による魅力ある学校づくりのさらなる推進
 - ・全教職員が能力を發揮する運営組織の充実
 - ・自己評価及び学校関係者評価等を生かした開かれた学校経営の推進
- 【研修】** ○自己の課題を明確にし、確かな指導力を身に付ける研修の充実
 - ・教員の資質や指導力の向上及び学校の課題解決のための授業研究・校内研修の充実
 - ・自己の教員ライフプランを明確にした主体的・計画的な研修
- 【連携】** ○校種間（保・幼と小、小と中）の連携強化
 - ・幼児児童生徒に対する一貫性のある教育の推進のための体制強化と交流の充実

重点

指導

- 【教科指導】** ○基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度の育成
 - ・確かな学力の育成を図るための指導改善サイクルの確立
 - ・一人一人が主体的に学習し、学ぶ喜びが感じられる指導と評価、見届けの工夫・改善
- 【道徳教育】** ○自己を見つめる力と他を思いやる心の育成
 - ・全教育活動を通じた徳性を養うための全体計画・指導計画の工夫・改善
 - ・道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深める道徳の時間の充実
- 【外国語活動】** ○外国語を通じた、コミュニケーション能力の素地の育成
 - ・楽しみながら積極的にコミュニケーションを図る指導方法及び評価の工夫・改善
 - ・ALTを活用した体験的な活動の充実
- 【総合的な学習の時間】** ○よりよく問題を解決する資質や能力の育成
 - ・体験活動と言語活動を意図的に位置付けた探究活動の充実
- 【特別活動】** ○よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度の育成
 - ・児童生徒の自発的、自治的な活動を生み出す学級経営の充実
- 【生徒指導】** ○共感的な理解の徹底と自己指導能力の育成
 - ・一人一人が存在感や所属感、達成感を味わい、望ましい人間関係を築くための全校体制による指導の充実
 - ・全教職員でいじめや不登校などの問題行動の未然防止に取り組む組織的な教育相談体制確立
- 【進路指導】** ○主体的に自己決定できる能力や態度の育成
 - ・自己理解を深め、望ましい勤労観や職業観を身に付ける体験活動等の充実
- 【健康教育】** ○運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度の育成
 - ・健康・安全で活力ある生活を営むための児童生徒の発達段階を踏まえた保健・安全・食・運動についての指導の充実
 - ・「命を守る訓練」等を通して、自ら考え主体的に判断して行動できる児童生徒を育む防災教育の充実
- 【特別支援教育】** ○自立し社会参加するための基盤となる力の育成
 - ・一人一人の教育的ニーズを理解し全教職員による組織的な支援体制の充実
- 《全教育活動》** ○互いの人格を尊重し、互いに高め合う「いじめ」のない学校づくり
 - 本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶみずほの子の育成
 - 学校・家庭・地域社会の連携による「ふるさと教育」の推進

瑞穂市社会教育の方針と重点

1 学習・1 スポーツ・1 奉仕 生涯学習のまち「みずほ」

今日的課題

- ・ 少子高齢化，グローバル化に対応した学習環境の整備
- ・ 読書活動の推進，文化芸術活動の振興，文化財や伝統芸能の保存・伝承・活用
- ・ 学校・家庭・地域が連携して子ども達を育む環境づくりの推進

豊かな心と

未来を切り拓く力を発揮する

「人づくり・まちづくり」

- ・ 感動する心
- ・ 不屈の心
- ・ 思いやる心
- ・ 見つける力
- ・ 考える力
- ・ 創り出す力

瑞穂市の社会教育の課題

- ・ 生涯にわたり学び続けるための機会の充実
- ・ 地域で役立つための場の設定
- ・ 住民による主体的な地域コミュニティづくり
- ・ 青少年健全育成のための関係団体との連携

方針

- 人づくり 学び続けることに生きがいをもち、地域社会の充実のために役立とうとする人づくり
- まちづくり 連帯感と心の豊かさにあふれる共生社会を目指すまちづくり

人づくり

生涯にわたって、自己理解・自己実現に努め、社会に貢献できる市民の育成

まちづくり

互いに尊重し合い、共に豊かな生活ができる、生き生きとした地域社会の育成

【生涯にわたって学び続ける人づくり】

<学習>

- ・ 家庭の教育力の向上を目指した家庭教育学級の推進と乳幼児家庭教育学級の充実
- ・ 市民対象の特色ある公民館講座の開設（瑞穂総合クラブ，市民自主講座，美来の森工房における講座等）
- ・ 社会のニーズに対応した生きがいづくりを支援する講座の開設（瑞穂大学寿学部，脳力活性学部，女性学部）
- ・ 市民の要望により市職員を派遣する出前講座の推進
- ・ ホームページや情報誌，チラシ等による生涯学習に関わる情報の提供
- ・ 社会人権教育の推進
- ・ 公民館，総合センターの効率的な維持管理による学習場所の提供

<文化>

- ・ 世代や課題に応じた読書活動の推進（子どもの読書活動の推進等）
- ・ 優れた芸術文化に触れる機会の充実（講演会・演劇祭等）
- ・ 民俗資料の整理と，歴史・ふるさと学習に対する支援（企画展等）
- ・ 地域で継承されてきた伝統芸能・伝統行事等に対する支援（和宮例祭・美江寺観音祭等）
- ・ 市民文化の拠点としての総合センター，図書館の効果的な運営による活動場所の提供

<スポーツ>

- ・ 指導者の個性を生かした生涯スポーツの推進（体育協会，スポーツ少年団，総合型地域スポーツクラブ，スポーツ推進委員等）
- ・ 市民がスポーツに触れる機会の提供（リトミック体操，ボウリング大会，ファミリーハイキング等）
- ・ スポーツや文化の振興に資するため，全国大会等への出場を顕彰する激励金制度の推進
- ・ 社会体育施設等の効率的な維持管理による活動場所の提供と社会体育施設の計画的整備

【地域で役立とうとする人づくり】

- ・ 生涯学習，文化，スポーツに関わるボランティア指導者の発掘と育成
- ・ 地域の教育力（地域先生）を活かした瑞穂総合クラブの推進
- ・ 各種社会教育関係団体（PTA，子ども会，女性の会，文化協会，体育協会，スポーツ少年団，総合型地域スポーツクラブ等）との連携の運営に関わる適切な支援と地域活動への機会提供
- ・ 社会教育推進員の資質向上のための支援とスポーツ推進委員による市民の生涯スポーツ推進の支援

【住民による主体的なまちづくり】

- ・ 5 校区活動委員会や自治会単位における地域コミュニティづくりに関わる主体的な活動の推進
- ・ 社会教育推進員の資質向上及び校区活動や自治会活動における主体的な活動の推進

【家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となって青少年健全育成を目指すまちづくり】

- ・ ボランティアカードの活用等による地域におけるボランティア活動の推進
- ・ 瑞穂総合クラブなど，土曜学習の場の充実
- ・ 青少年育成市民会議の主体的活動の支援と，家庭・学校・地域・各種関係団体との連携強化
- ・ ジュニア（少年）リーダーの育成と地域活動への積極的な派遣
- ・ スポーツ活動，青少年育成活動，自治会活動，学校等への指導者派遣等の活動支援

人づくり

重点

まちづくり

瑞穂市教育の全体構想

県の学校教育の方向

- ・確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を目指す。
- ・学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもの健全育成に努める。

県の社会教育の方向

- ・子どもたちが、将来社会で自立していけるように、また、地域の自然、歴史、伝統文化などに触れ親しみ、ふるさとに愛着と誇りをもてるように、地域づくり、人づくりを推進する。

瑞穂市教育の課題

- 社会の変化に対応してたくましく生き抜くことができる「生きる力」を備えた子どもの育成と、それを目指す魅力ある学校づくり及び教員の資質向上（学校教育の振興）
- 幼児期の教育と小学校教育の滑らかな接続と、質の高い保育・教育活動の推進（幼児教育の振興）
- 市民一人一人が生涯にわたり学び続けるための機会の充実と指導者の育成（人づくり）
- 住民による主体的な地域づくりと関係団体との連携による青少年の健全育成（まちづくり）

瑞穂市の目指す教育の方向

豊かな市民性を培う瑞穂市教育の推進
～豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育～

- ・感動する心
- ・不屈の心
- ・思いやる心
- ・見つける力
- ・考える力
- ・創り出す力

生涯学習

保育所保育・学校教育の方針

- ・一人一人に「生きる力」の基礎（幼保）及び「生きる力」（小中）を育む指導
- ・保育所・幼稚園・学校の保育目標・教育目標の具現に徹する経営

社会教育の方針

- ・学び続けることに生きがいをもち、地域社会の充実のために役立とうとする人づくり
- ・連帯感と心豊かさにあふれる共生社会を目指すまちづくり

保育所保育・学校教育の重点

- 経営** 全教職員の協力体制による明るく活力のある経営
一人一人の教職員が能力を発揮できる明るく活力ある経営
- 指導** 発達の課題に即した、生活や遊びの活動を通じた総合的な指導
一人一人の個性を伸ばし、「生きる力」を育む指導
- 研修** 資質と確かな指導力を高める主体的な研修

社会教育の重点

- 人づくり**
生涯にわたって、自己理解・自己実現に努め、社会に貢献できる市民の育成
- まちづくり**
互いに尊重し合い、共に豊かな生活ができる生き生きとした地域社会の育成

■キャッチフレーズ

- 心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども
- ・人間形成の基礎を培う「みずほ」の保育所、幼稚園
- ・魅力ある「みずほ」の学校

■キャッチフレーズ

- 1 学習・1 スポーツ・1 奉仕
- 生涯学習のまち「みずほ」

瑞穂市の目指す教育

平成15年5月1日合併以降、着実に歩みを進め、5万人の市民が息づく瑞穂市へと成長してきた。そして、平成20年度には市民主体の住みよいまちづくりを目指して「瑞穂市民憲章」が制定された。ここには、ふるさと瑞穂市への誇りと愛着をもてる人づくり・まちづくり推進のための決意と市民の意思・姿勢が明確に掲げられている。

これを受け、瑞穂市の目指す教育は「豊かな市民性を培う瑞穂市教育～豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育～」であることを再確認した。

「豊かな心」とは、価値あるもの・崇高なものに「感動する心」、困難に立ち向かう「不屈の心」、他人や自然を「思いやる心」である。「未来を切り拓く力」とは、成果や課題となる事実を「見つける力」、価値や因果を「考える力」、よりよい方法や質の高い文化を「創り出す力」である。

この「豊かな心と未来を切り拓く力」をもって、「社会において自立して生きること」と「生涯にわたって学習すること」のできる人づくりを目指している。

「学校教育」では「心豊かに光り輝く『みずほ』の子ども 魅力ある『みずほ』の学校」を、「幼児教育」では「心豊かに光り輝く『みずほ』の子ども 人間形成の基礎を培う『みずほ』の保育所・幼稚園」を、「社会教育」では、「1学習・1スポーツ・1奉仕 生涯学習のまち『みずほ』」をそれぞれのキャッチフレーズに取り組みたい。

瑞穂市民憲章

平成20年9月5日制定

わたしたちは 揖斐 長良の清流とともに生き
長い歴史と文化に誇りを持ち 自由で住みよいまちづくりに
力を合わせていくことを ここに誓います

- 1 豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります
- 1 健康で心がかよう 明るいまちをつくります
- 1 文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります
- 1 助けあい支えあう 優しいまちをつくります
- 1 夢をはぐくみ希望に満ちた 幸せなまちをつくります

議案第 1 3 号

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 7 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 2 7 年 3 月 2 5 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 3 条第 3 号の規定によるもの。

議案第 14 号

瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱の制定について

瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 10 号により、教育委員会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱が整備されていないため制定するもの。

瑞穂市立中学校選手派遣バス借上げに関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、瑞穂市立中学校（以下「中学校」という。）の部活動の対外試合においてバスを使用する場合において、瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が市の予算の範囲内で行うバスの借上げの手続について、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 教育委員会がバスの借上げをすることができる大会、行事等（以下「大会等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 中学校体育連盟（以下「中体連」という。）の夏季大会で本巣ブロック大会以上の試合
- (2) 駅伝大会で岐阜地区大会以上の大会
- (3) 吹奏学部又は合唱部のコンクール
- (4) その他教育長が必要と認めるもので会場が遠方（岐阜地区（岐阜市、羽島市、本巣市及び本巣郡北方町の区域をいう。）以外の地域をいう。）又は公共交通機関で行くことが困難な場所にあり、かつ、20名以上の生徒が参加する大会

(申請)

第3条 バスの借上げを受けようとする中学校は、選手派遣申請書（別記様式）に、前条各号に規定する大会等の要領その他大会等の開催内容の分かる書類を添付し、教育委員会に申請するものとする。

(料金)

第4条 バスの借上げ料金の徴収は、第2条第1号から第3号までに該当する大会等については徴収しないものとし、同条第4号に規定する場合には、バスの借上げ料の半額（半額の金額に端数がでる場合は、当該端数の1円未満については切り捨てるものとする。）を徴収するものとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

選手派遣バス借上げ申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

下記の大会について、バス借上げを依頼したいので、別添（大会要領等）を添えて申請します。

瑞穂市立 中学校
校長 印

記

大会名			
期日			
会場			
部名			
乗車予定人数			
配車予定	送り	時 分	出発
	迎え	時 分	出発
トランク	必要 ・ 不要	トランクに入れるもの	
連絡事項			

議案第16号

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正を行うもの。

瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市公民館条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。
- (2) 市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市公民館条例施行規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第18号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用団体の登録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者又は在勤者であるものとする。<u>ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。</u></p> <p>(2) <u>市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(利用団体の登録)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者又は在勤者であるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>3及び4 略</p>

議案第17号

瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

利用団体の登録要件を緩和するため及び瑞穂市呂久グラウンドを廃止するため、瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正するもの。

瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市体育施設条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。

(2) 市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。

様式第2号中

「

利用施設名	1	体育館球技場(全面・半面)	10	生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面)
	2	体育館柔道場	11	生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8)
	3	体育館剣道場(卓球場)	12	巢南グラウンド
	4	体育館卓球場(個人 台)	13	呂久グラウンド半面
	5	穂積グラウンド半面(北・南)	14	中ふれあい広場グラウンド
	6	穂積第2グラウンド	15	中ふれあい広場テニスコート
	7	糸貫川運動公園	16	西ふれあい広場グラウンド
	8	糸貫川グラウンド全面	17	弓道場(団体・個人)
	9	五六川グラウンド		

を

「

利用施設名	1	体育館球技場(全面・半面)	10	生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面)
	2	体育館柔道場	11	生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8)
	3	体育館剣道場(卓球場)	12	巢南グラウンド
	4	体育館卓球場(個人 台)	13	中ふれあい広場グラウンド
	5	穂積グラウンド半面(北・南)	14	中ふれあい広場テニスコート
	6	穂積第2グラウンド	15	西ふれあい広場グラウンド
	7	糸貫川運動公園	16	弓道場(団体・個人)
	8	糸貫川グラウンド全面		
	9	五六川グラウンド		

に

改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市体育施設条例施行規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第20号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用団体の登録)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。<u>ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。</u></p> <p>(2) <u>市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(利用団体の登録)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>3及び4 略</p>

次のとおり承認する。				

体育施設利用許可申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 様

申請者 登録番号
 団体名
 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号

次のとおり利用を許可されるよう申請します。
 利用に際しては、社会教育法、瑞穂市体育施設条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。

利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面) 2 体育館柔道場 3 体育館剣道場(卓球場) 4 体育館卓球場(個人 台) 5 穂積グラウンド半面(北・南) 6 穂積第2グラウンド 7 糸貫川運動公園 8 糸貫川グラウンド全面 9 五六川グラウンド	10 生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面) 11 生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8) 12 巢南グラウンド 13 中ふれあい広場グラウンド 14 中ふれあい広場テニスコート 15 西ふれあい広場グラウンド 16 弓道場(団体・個人)
-------	--	--

利用人数	競技関係者 人	観覧者 人
利用目的		
利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
※利用許可年月日番号	年 月 日 第 号	※体育施設使用料 円
※減免の有無		
※摘要		
※印の欄は、記入しないこと。		

次のとおり承認する。				

体育施設利用許可申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 様

申請者 登録番号
 団体名
 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号

次のとおり利用を許可されるよう申請します。
 利用に際しては、社会教育法、瑞穂市体育施設条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。

利用施設名	1 体育館球技場(全面・半面) 2 体育館柔道場 3 体育館剣道場(卓球場) 4 体育館卓球場(個人 台) 5 穂積グラウンド半面(北・南) 6 穂積第2グラウンド 7 糸貫川運動公園 8 糸貫川グラウンド全面 9 五六川グラウンド	10 生津スポーツ広場グラウンド (全面・半面) 11 生津スポーツ広場テニスコート (1・2・3・4・5・6・7・8) 12 巢南グラウンド 13 呂久グラウンド半面 14 中ふれあい広場グラウンド 15 中ふれあい広場テニスコート 16 西ふれあい広場グラウンド 17 弓道場(団体・個人)
-------	--	--

利用人数	競技関係者 人	観覧者 人
利用目的		
利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
※利用許可年月日番号	年 月 日 第 号	※体育施設使用料 円
※減免の有無		
※摘要		
※印の欄は、記入しないこと。		

議案第18号

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部改正について、教育委員会の
議決を求める。

平成27年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正
を行うもの

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次のただし書を加える。

- （1）構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。
- （2）市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第21号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(利用団体の登録)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。<u>ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>構成員が10人未満の場合で、3分の2以上の成人の市内在住者、在勤者又は在学者で構成されているとき。</u></p> <p>(2) <u>市長又は教育委員会が活動目的を勘案し、支援が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(利用団体の登録)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 利用団体は、成人の責任者を有し、10人以上で構成される団体で、その構成員の3割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。_____</p> <p>3及び4 略</p>

議案第 19 号

瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に伴い、分掌事務を定めるため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

瑞穂市教育委員会事務局処務規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第14号中「子育て支援」を「子ども・子育て支援」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市教育委員会事務局処務規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(幼児支援課の分掌事務)</p> <p>第4条の2 幼児支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>子ども・子育て支援</u>に関すること。</p> <p>(15) 略</p>	<p>(幼児支援課の分掌事務)</p> <p>第4条の2 幼児支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>子育て支援</u>_____に関すること。</p> <p>(15) 略</p>

議案第20号

瑞穂市学校評議委員会運営要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市学校評議委員会運営要綱の一部を改正する告示案について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号により、教育委員会の議決を求める。

平成27年3月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市学校評議委員会運営要綱第3条第2項には、「校長が推薦し、教育委員会が適任と認める者を委嘱する。」となっているが「学校評議員の委嘱について（通知）」に「設置者の判断により、その委嘱を校長へ委任することを妨げるものではない。」とあるため改めるもの。

瑞穂市学校評議員会運営要綱の一部を改正する告示

瑞穂市学校評議員会運営要綱（平成19年瑞穂市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「推薦」を「委嘱」に、「が適任と認める者を委嘱する」を「へ報告するものとする」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂市学校評議員会運営要綱(平成19年瑞穂市教育委員会告示第5号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(趣旨)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議員会は、学校評議員(以下「評議員」という。)をもって組織する。</p> <p>2 評議員は、次の各号に掲げる者のうちから校長が<u>委嘱</u>し、教育委員会へ<u>報告するものとする</u>。</p> <p>(1) 保護者の代表</p> <p>(2) 民生・児童委員の代表</p> <p>(3) 自治会長の代表</p> <p>(4) 学識経験者</p>	<p>(趣旨)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議員会は、学校評議員(以下「評議員」という。)をもって組織する。</p> <p>2 評議員は、次の各号に掲げる者のうちから校長が<u>推薦</u>し、教育委員会が<u>適任と認める者を委嘱</u>する。</p> <p>(1) 保護者の代表</p> <p>(2) 民生・児童委員の代表</p> <p>(3) 自治会長の代表</p> <p>(4) 学識経験者</p>

議案第 21 号

瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

雑誌カバーの表面の表示方法について、広告雑誌スポンサーの作成を可能とするため及び第 7 条第 2 項の規定による必要な様式を定めるものとする。

瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示

瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成26年度瑞穂市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改める。

第3条第2項中「前項の」の次に「雑誌カバーの表面の作成は、図書館又は広告雑誌スポンサーが、雑誌カバーの」を加える。

第7条第2項中「清算」を「精算」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により精算する場合は、瑞穂市図書館雑誌スポンサー購入費精算通知書（様式第4号）により通知する。

様式第1号中「地色は白色、文字は黒色とする。」を「地色は白色とする。」に改める。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱によりなされた、申請その他の手続きは、改正後の瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱によりなされた申請その他の手続きとみなす。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市図書館雑誌スポンサー購入費精算通知書

瑞穂市長

印

年 月 日決定した瑞穂市図書館雑誌スポンサー購入費の過不足が発生しましたので、下記のとおり精算することを通知します。

記

スポンサーとなった雑誌名	
納付済雑誌購入費	
納付年月日	
瑞穂市図書館雑誌購入費	
差引額	
過不足の発生した理由	

（備考）

差引額が不足である場合は、別に瑞穂市が発する納付書にて納期限までに納めてください。

差引額により還付がある場合は、雑誌スポンサーが指定する口座に振り込みます。

瑞穂市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱(平成26年瑞穂市教育委員会告示第4号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(氏名等の表示方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の雑誌カバーの表面の作成は、<u>図書館又は広告雑誌スポンサーが、雑誌カバーの裏面の広告の作成は、</u>広告雑誌スポンサーが行うものとする。</p> <p>(雑誌購入費)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 雑誌スポンサーが選定した雑誌の定価の変動等により、雑誌スポンサーが負担した購入費に過不足が生じた場合は、年度末までに<u>精算</u>する。</p> <p>3 <u>前項の規定により精算する場合は、瑞穂市図書館雑誌スポンサー購入費精算通知書(様式第4号)により通知する。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(氏名等の表示方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の_____裏面の広告の作成は、広告雑誌スポンサーが行うものとする。</p> <p>(雑誌購入費)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 雑誌スポンサーが選定した雑誌の定価の変動等により、雑誌スポンサーが負担した購入費に過不足が生じた場合は、年度末までに<u>清算</u>する。</p> <p>3 略</p>
<p>(様式第1号)</p> <p>(注) 地色は白色とする。</p>	<p>(様式第1号)</p> <p>(注) 地色は白色、文字は黒色とする。</p>
<p><u>(様式第4号)</u></p>	<p>_____</p>